

部活動安全対策マニュアル

令和3年12月15日
盛岡商業高等学校

1 基本的な安全対策の考え方

運動部活動については、部顧問・部活動指導者・外部指導者（以下、指導者という）、生徒が部活動の意義や本校部活動方針を理解するとともに、部活動におけるルールづくりや情報共有など、関わるすべての者の協力体制のもと、組織的に取り組むことが重要である。

2 事故防止・安全確保に配慮した適切な指導を徹底すること

- (1) 運動部活動中においては、指導者は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の部の指導者と連携、協力し、あらかじめ指導者と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動することとする。
- (2) 日常の活動については「部活動日誌」等を活用し、活動内容の把握に努めることとする。
- (3) 生徒が練習内容や方法、安全確保のための取り組みを考えたり理解しておくことが出来るように事前に指導すること。

3 事故発生の未然防止

(1) 運動・スポーツにおける事故の要因

運動やスポーツには、楽しさや爽やかさを味わうことが出来る反面、それぞれの種目特性において、用具を用いたり、激しい身体接触が伴うなど危険と隣り合わせになる場合もある。

そのため指導者も生徒も、実施する種目の危険性やそれを防ぐための方法等について、十分理解する必要がある。さらに、運動経験の浅い生徒（初心者）にとって危険を予測したりすることは困難であることから、指導者が危険を予測し、安全性を確保しながら、生徒が適切に対処できる能力を育成することが大切である。

(2) 健康管理

健康管理については、定期健康診断の結果及び保護者、生徒からの健康相談等から生徒の身体状況や健康状態を正確に把握することが必要である。特に怪我や既往症、心疾患等については、教員・家庭・医師との連携を図ることが大切である。

また、生活リズム、栄養、休養及び睡眠などの基本的な生活習慣を望ましいものにするよう健康管理の指導を行う必要があり、生徒に対し日頃より自分の健康状態を把握し、身体の調子を自覚し、決して無理をしないことを心がけるよう指導することが必要である。

(3) 部活動間の危険性の共通理解

日常的に繰り返される練習については、危険に対しての意識が低くなることが考えられる。複数の部が活動場所を共有して使用する場合は、安全対策について共通理解をすることが必要である。約束事や活動の制限事項等については、練習の開始前に確認し、練習後には危険性を感じたことなどについて確認するとともに、部活動間で常に共通理解を図ることが大切である。

(4) 施設・設備・用具等の安全点検

活動中の事故防止には、施設・設備・用具等の事前の安全点検が必要である。活動にあたっては指導者と生徒がともに施設・設備の安全確認をすることが大切である。

安全点検の最終的なねらいは、事後措置にあることから、この措置にあたっては使用現場の変更、立入禁止、使用禁止などの対応を速やかに行い、危険の程度や状態によっては危険表示の明示、修繕または取り替え、危険物の撤去などが早い段階で行われるようにすること。

(5) 安全配慮

部活動を実施する現在の環境や条件等を踏まえ、安全配慮義務を履行する必要がある。

(6) 生徒の危険予見・回避能力の育成

危険を予見し回避するには、指導者だけでなく、生徒自身が安全に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力や判断力を高め、安全についての適切な意思決定や行動選択が出来るようにすることが必要である。

そのためには指導者が安全指導や注意喚起を繰り返し行うことが必要である。それらの活動を通して安全に行うための判断力や身体能力等を育成し、生徒自らが危険を予見・回避することが出来るように指導することが重要である。

4 運動部活動における安全対策状況調査結果を踏まえた安全対策のポイント

(1) 陸上競技（投てき種目）

予想される危険	<ul style="list-style-type: none"> 他の種目と練習場を共用で使用することにより、投てき物が他の選手に衝突する危険性がある。 後ろ向きの準備局面から投動作に入る場合、直前の前方確認を怠りやすい。 回転系は前後左右 360 度に大きく失投する可能性があり危険である。 網状の防護ネットには「たわみ」があり、投てき物が当たった場合に 1～2 m ほど伸びるので、ネット間近にいることは危険がある。
事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 他の部活動や種目等と時間帯や練習場を分けるなどの対策を講じる。 サークル以外では試技をしない。 投てき者は確実に周囲の安全を確認し、大声で「行きます」又は「投げます」と周知し、必ず自ら前方と周囲の者の反応を確認する。すべての安全が確認できた時に初めて投てき動作に入る。 周囲の者は投てき物が落下するまで投てき物から目を離さない。
県内の取組事例	<ul style="list-style-type: none"> 設備がない場合や活動に支障があるなどの理由で、投てき種目の環境が充実した近隣校や公共施設を利用している。 練習場所を共用している場合、「グラウンド使用ルールの策定」「投てき方向の工夫」などの対策を講じ実施している。 声が聞き取りづらい状況の場合には、ハンドマイク等を使用するなど、確実に伝わるよう工夫している。 投てき物が落下する可能性のある場所に、生徒が立ち入らないようにコーンやネット等で明確に練習場所を区分している。

(2) ウェイトトレーニング

予想される危険	<ul style="list-style-type: none"> 練習場所の未整理、安全具の未装備（プレートの左右のバランス確認、プレートが落下しないように留め具でしっかりと固定されているか、ベルトやシューズ、バンテージなど必要な安全具が装着されているか）。 用具の破損や器具の整備不良。 個々の能力以上による練習、誤ったフォームによる練習。 十分な準備運動を怠り、基礎基本の習得が不足。 周囲の安全確認、選手同士の声掛け、意思疎通の怠り。
事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 使用前の器具、用具の点検を十分に行う。 ストレッチ等を練習の前後に必ず行う。 軽い重量からウォーミングアップを行う。 正しいフォームを身につける。 使用する器具の安全確認を怠らない。 外したバーベルの整理整頓を行う。 利用者、補助員ともに使用上の決まりを守り、安全を最優先する。
県内の取組事例	<ul style="list-style-type: none"> 指導者による監視・指導の下でのみ使用許可。 借用届を出し 3 名以上で使用する。 トレーニングには補助員をつける。 プレートを落とさないようにストッパーをつける。 動作時の声出しによる確認と補助。

(3) 弓道

<p>予想される危険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道場の安全管理が不十分で、矢が道場外に飛び出して、人に当たる危険性が高い。 ・弓に傷があって、引き分けた際に裂けて射手がけがをする危険性が高い。 ・矢が短く引き分けた際に弓の中に入り込み飛び出したり、折れて射手に当たったりする危険性が高い。 ・矢取りの際に射手との連絡が不十分で、矢取りに入った者に矢が当たる危険性が高い。 ・巻き藁に放った矢が、跳ね返り射手に当たる危険や外れて周囲の者に当たる危険性が高い。
<p>事故防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な施設・用具の安全点検の徹底 ・指導者の許可無しに行射をしないルール・マナーを遵守する。 ・安全な場所以外では絶対に弓を引かない。 ・たとえ矢をつがえていなくても、人のいる方向に弓を引かない。 ・巻き藁練習を行う際には、的前に立たないことと、前後左右の近い所に人がいないことを確認する。 ・一人一人の上達に応じた練習メニューの提示。 ・自己の技能に応じた強度の弓具等を使用する。
<p>県内の取組事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・矢取りは声と目で安全確認をした上に、赤旗や警告灯をつけてから入る。 ・巻き藁から外れた矢が跳ね返らないように後ろに畳やネットを設置する。 ・道場では私語を慎み、挨拶や矢取りの声はしっかり出す。 ・傷のある弓や矢を使わない。 ・射位とその間隔を守り、極端に狭いところで行射をしない。 ・校庭と射場をネットや柵で区切り、他部の生徒が射場に入ることを防ぐと同時に他部のボール等の進入を防ぐ。

(4) 水泳・プールを利用したトレーニング

<p>予想される危険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良や水温・気温の低い場合は事故の危険性がある。 ・プールサイドの破損や水苔などによるスリップの危険性がある。 ・レーンロープフロートの破損やフックのカバーの不備によって、身体の擦過傷等の危険性がある。 ・排水溝の鉄蓋や留めネジの不備によって事故が発生する危険性がある。 ・監視体制・救助用具の不備によって事故の危険性がある。 ・泳ぐ方向の不統一による衝突事故が考えられる。 ・練習用具使用時（パドル等）や練習用具の不具合が事故に結び付く危険性がある。 ・準備運動不足やオーバーワークによるけが、事故の危険性がある。
<p>事故防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な施設・設備、用具、水質等の管理や安全点検の徹底。 ・健康状態の把握・練習環境の確認。 ・監視体制の徹底。 ・活動内容の検討。 ・安全指導の徹底、救急処置等の啓発の徹底。
<p>県内の取組事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プールサイドの水苔などによるスリップの危険性がある場所へのコーンの設置と注意喚起。 ・指導者管理下での活動許可、生徒だけでの使用禁止。 ・各レーンの同時利用を2名以内とする。 ・飛び込み禁止。

(5) サッカー

<p>予想される危険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンタクトプレーによる負傷、脳しんとう等 ・給水不足による熱中症や脱水症状 ・周囲の確認不足による生徒同士の接触やボールとの衝突 ・ストレッチやウォーミングアップ不足等による負傷 ・雷雨による落雷や負傷 ・サッカーゴールの転倒による事故 ・グラウンドの整備不良による負傷
<p>事故防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険なプレーを防止するための指導（コンタクトの仕方、ルールの確認） ・適度な水分補給の機会確保 ・活動前の体調把握 ・活動前の周囲の安全確認 ・十分な準備運動とストレッチ ・天候の把握と適切な活動中止の判断 ・サッカーゴールの固定と使用用具の管理 ・グラウンドの整備、管理 ・指導者の応急処置手順や緊急時の対応確認

(6) 硬式野球・軟式野球

<p>予想される危険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バットスイング時に周りの他の選手にぶつかる危険 ・バッティング練習時、ピッチャーやボール拾いの選手に打球がぶつかる危険 ・バッティング練習時、ファールゾーンで別の練習をしている選手に打球が当たる ・ノック中のイレギュラーバウンドが当たる危険 ・落ちていたボールを踏み足を捻る危険 ・フライ捕球時、外野後方ネットやファールゾーンのネットに激突する危険。 ・守備時の野手と野手の交錯 ・プレー中における死球などの不慮の怪我
<p>事故防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バットを振る際の安全確認の徹底。 ・ボール拾いの選手は必ずバッティング練習を注視させる。 ・バッティングピッチャーは「行きます」と発声してから投球する。 ・グラウンド整備を徹底し、イレギュラーバウンドを減らす。 ・ボールや用具などがグラウンド上に落ちていないか、足下を確認する。 ・選手同士の交錯やネット・フェンスへの衝突を避ける為、「危ない」の声を徹底する。 ・事故や怪我が発生しやすいスポーツであることを踏まえ、指導者間で緊急対応の手順などを予め確認しておく。

(7) バasketボール

<p>予想される危険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンタクトプレーによる負傷、脳しんとう等 ・給水不足による熱中症や脱水症状 ・周囲の確認不足による生徒同士の接触等による負傷 ・ストレッチやウォーミングアップ不足等による負傷
<p>事故防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険なプレーを防止するための指導（コンタクトの仕方、ルールの確認） ・適度な水分補給の機会確保 ・活動前の体調把握 ・活動前の周囲の安全確認 ・十分な準備運動とストレッチ ・指導者の応急処置手順や、指導者不在時の生徒への緊急時の対応確認の徹底

(8) ハンドボール

予想される危険	<ul style="list-style-type: none">・コンタクトプレーによる負傷、脳しんとう等・選手交代時の選手交錯・給水不足による熱中症や脱水症状・周囲の確認不足による生徒同士の接触等による負傷・ストレッチやウォーミングアップ不足等による負傷・ハンドボールゴールの転倒による事故
事故防止対策	<ul style="list-style-type: none">・危険なプレーを防止するための指導（コンタクトの仕方、ルール、戦術の確認）・適度な水分補給の機会確保・活動前の体調把握・活動前の周囲の安全確認・十分な準備運動とストレッチ・ハンドボールゴールの整備と使用用具の確認、管理・指導者、生徒が応急手当手順や緊急時の対応を把握、確認

(9) 学校外の施設を利用するなどの活動の場合

県内の取組事例	<p>【その他・自転車での移動】</p> <ul style="list-style-type: none">・交通ルール、交通マナーの厳守。・自転車には所定のステッカーを貼る。・防犯登録・自転車保険への加入。
---------	---

(10) その他

上記(1)～(9)以外の活動について

- ・他の人と組み合わせなど接触を伴う活動に留意すること。
- ・種目の特性や活動内容に応じた安全対策を講じて行うこと。
- ・気象状況の変化に応じた適切な活動を行うこと。

5 本校部活動の在り方に関する方針

本校の部活動の在り方に関する方針についても「県の方針」に則り、下記のとおりとする。

1	週1日以上休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上休養日の設定に努める
2	1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する
3	部活動へは原則加入することとする。
4	体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶を図ることとする。
5	文化部活動においても、文化部ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止に努めることとする。また休養についても適切にとることとする。
6	生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意し、適切に対応することとする。(熱中症事故防止)

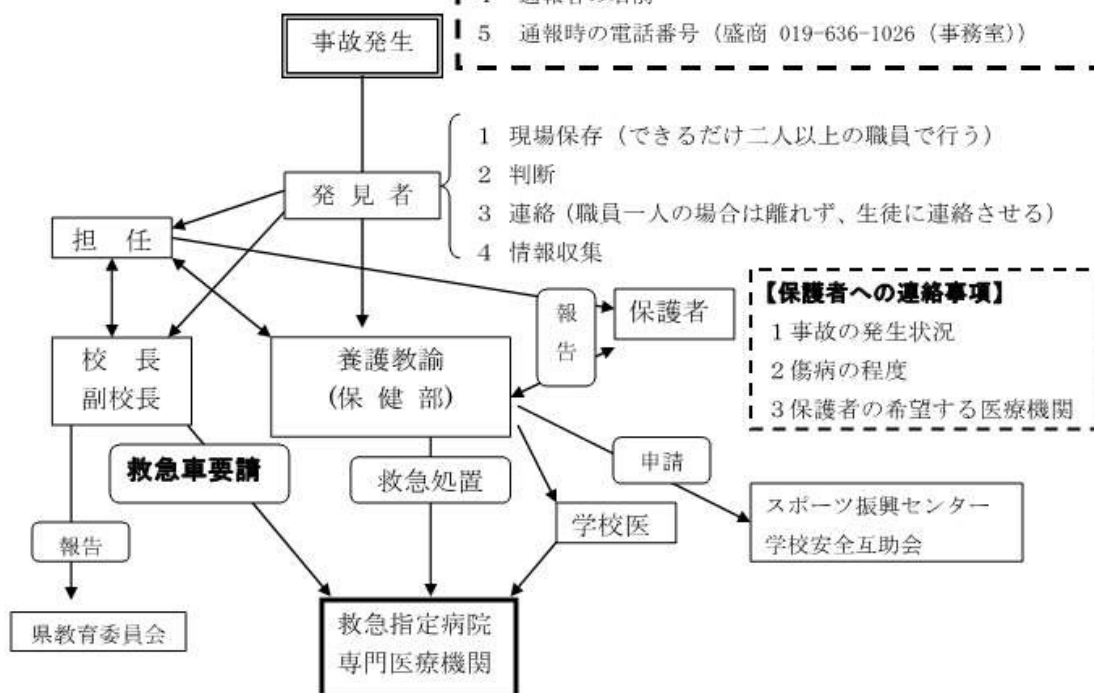
※上記3～6について追記する。(令和2年4月1日)

通常事故における救急車要請

◎ 救急車を要請する場合

【救急車(119番)を要請する際の連絡事項】

- 1 「救急です(火事です)」(場所の目標も伝える)
- 2 「病気です(〇〇でケガしました。交通事故です)」
- 3 人数、性別・年齢・傷病部位・症状・意識や呼吸の有無
- 4 通報者の名前
- 5 通報時の電話番号(盛商 019-636-1026(事務室))

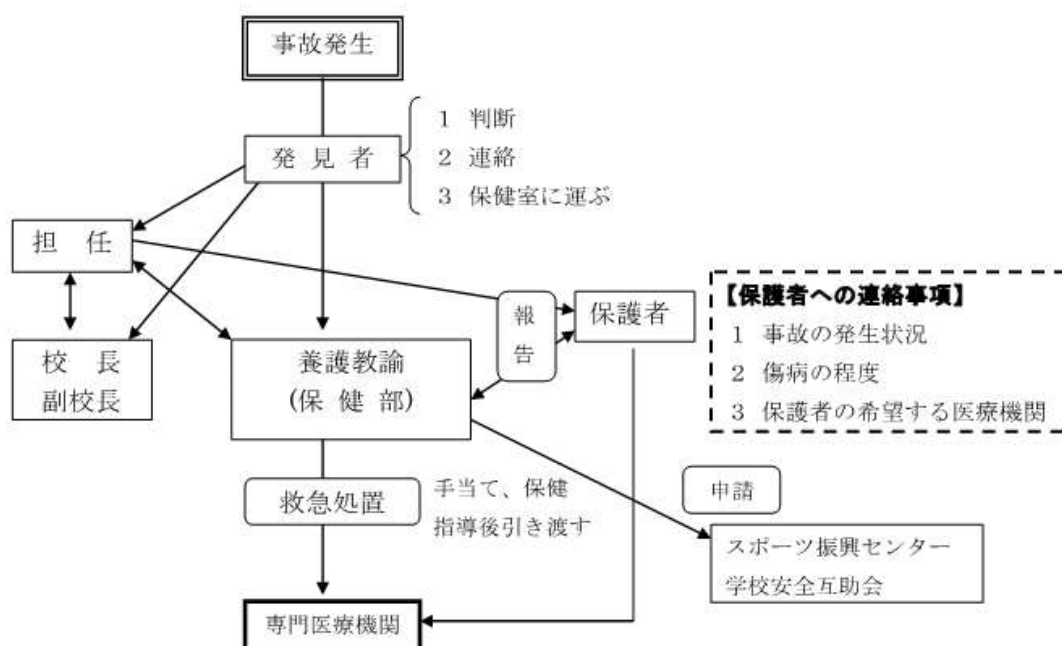


【職員の役割分担】

担 任	<ul style="list-style-type: none"> ・校長や養護教諭と連絡を取りあいながら、保護者に連絡をする。 ・事故の発生状況を学年など他職員の協力を得て調査し、生徒を指導する。
養 護 教 諭	<ul style="list-style-type: none"> ・職員や生徒の協力を得て、救急処置を行う。 ・担任や校長へ傷病の程度について連絡する。 ・担任と連絡を取りながら、保護者に傷病の程度・災害給付について連絡してもらう。
校 長 ・ 副 校 長	<ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の指揮を取る。 ・報告を受けて、救急車を要請する。
職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・担任や養護教諭に協力して、救急処置や生徒指導にあたる。

- ※ 担任不在時 ⇒ 副担任、学年主任、学年職員、部顧問があたる。
- ※ 養護教諭不在時 ⇒ 保健部職員がその任にあたる。
- ※ 放課後など ⇒ 該当学年、部顧問など残っている職員でこれにあたる。

通常事故における病院移送（救急車を要請しない場合）



【職員の役割分担】

担 任	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭と連絡を取りあいながら、保護者に連絡する。 ・必要時校長に報告する。 ・事故発生について生徒指導上の問題があると思われる場合は、よく事情を調べて生徒を指導し、養護教諭と連携し、病院へ移送する。
養 護 教 諭	<ul style="list-style-type: none"> ・救急処置を行い、医療機関を受診させるかどうか、どこで受診させるか判断をする。 ・保健指導を行う。 ・担任に連絡を取りながら、保護者に傷病の程度・災害給付申請について連絡してもらう。

- ※ 生徒の引渡し ⇒ 医療機関に移送した場合、保護者に引き渡すまで学校職員が生徒に付き添う。
- ※ 担任不在時の場合 ⇒ 副担任、学年主任、学年職員、部顧問があたる。
- ※ 養護教諭不在時 ⇒ 保健部職員がその任にあたる。
- ※ 放課後など ⇒ 該当学年、部顧問など残っている職員でこれにあたる。

【連絡先一覧】

- 警察・事件・事故 110
- 消防署・火事・救助・事故 119
- 岩手県教育委員会事務局（県庁代表） 651-3111
- 学校教育室 629-6146
- 教職員課 629-6130
- 保健体育課 629-6188

- 警察署
- 盛岡東警察署 606-0110
- おのみや交番 636-3130
- 仙北町交番 636-0217

- 消防署
- 盛岡中央消防署 622-0119

- 警備関係
- 寿広警備 624-7317

- 医療機関
- 内丸メディカルセンター（旧岩手医大） 613-6111
- 岩手医科大学附属病院 613-7111（代表）
- 荻野病院 636-0317（学校医）
- 鎌田内科クリニック 636-1725
- 菊池クリニック 606-5100
- （整形／形成外科）
- 石部眼科クリニック 654-1110（学校医）
- 両川歯科医院 624-3143（学校医）
- 仙北坂歯科クリニック 635-1641
- ちば耳鼻咽喉科クリニック 623-3387（学校医）
- 吉田耳鼻咽喉科医院 636-1187

- タクシー
- 城東タクシー 636-2411

岩手県立盛岡商業高等学校

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮2丁目35-1

電話 019-636-1026（事務室）・1027（職員室）

FAX 019-635-2039